

埼玉県特別職報酬等審議会条例

昭和三十九年九月二十九日
条例第八十三号

改 昭和四七年一二月二五日条例第五六号 平成 八年一二月二六日条例第四三号
正 平成一八年一二月二六日条例第六二号 平成一九年一二月二五日条例第六八号
平成二〇年 八月二九日条例第四五号

埼玉県特別職報酬等審議会条例をここに公布する。

埼玉県特別職報酬等審議会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額について審議するため、埼玉県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成一八年条例六二号・二〇年四五号〕

(審議会への諮問)

第二条 知事は、議会議員の議員報酬の額並びに知事及び副知事の給料の額に関する条例案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会に諮問するものとする。

2 知事は、知事及び副知事の退職手当の支給基準について審議会に諮問することができる。

一部改正〔昭和四七年条例五六号・平成一八年六二号・二〇年四五号〕

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内をもって組織する。

(委員)

第四条 委員は、県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど知事が任命する。

2 委員は、諮問に係る事項の審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

一部改正〔平成八年条例四三号・一九年六八号〕

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年十二月二十五日条例第五十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年十二月二十六日条例第四十三号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年十二月二十六日条例第六十二号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から、第四条の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成十八年法律第五十三号。次項において「改正法」という。）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の四の改正規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第三条第一項の規定により出納長が在職する場合には、第一条による改正前の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例第一条第一項、第二条第一項、第四条第二項、第五条第一項及び別表第二並びに第五条による改正前の埼玉県特別職報酬等審議会条例第一条及び第二条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に在職する出納長の在職中に限り、なお従前の例により副出納長を置くものとする。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (平成十九年十二月二十五日条例第六十八号抄)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則 (平成二十年八月二十九日条例第四十五号)
この条例は、平成二十年九月一日から施行する。